

# 更生保護法人ウィズ広島情報の公開に関する規程

更生保護法人ウィズ広島

## (目 的)

第1条 この規程は、更生保護法人ウィズ広島（以下「法人」という。）が、事業成績及び財務諸表等法令の定めによる書類の公開に必要な事項を定めることで、法人の公正で開かれた事業活動を推進することを目的として定める。

## (法人の責務)

第2条 法人は、この規程の解釈及び運用に当たって、情報公開の主旨を尊重しつつも、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をする責任をもつ。

## (閲覧の対象となる書類)

第3条 情報公開の対象となる書類は次のとおりとする。

- (1) 更生保護事業法第29条に定める備え付け文書
- (2) 定款
- (3) 監査報告、理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 事業計画書及び収支計算書
- (5) 評議員会議事録
- (6) 理事会議事録
- (7) 会計帳簿

## (利用者の責務)

第4条 前条に定める情報公開の対象となる書類の閲覧、取得した人は、これらの情報をこの規程の目的に即して適正に使用するとともに、関係者の個人情報や人権を侵害することがないようにする責任をもつ。

## (閲覧の場所及び日時)

第5条 書類を閲覧する場所は、法人が指定する事務所内の場所とする。

- 2 書類の閲覧が可能な日は、法人の休日以外の日とし、書類の閲覧が可能な時間は、法人の業務時間のうち、午前10時から昼食、休憩時間を除き午後3時までとする。ただし、業務上正当な事情があるときは、法人が閲覧の日

時を連絡調整して指定することがある。

(インターネットによる情報公開)

第6条 法人は、前条の規定による閲覧のほか、必要と認めるとき、広く一般の人々に対してインターネットによる情報公開を行う。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等は、理事長が定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は令和2年3月18日から施行する。